

公営企業局(交通局・水道局・下水道局)における電子契約対象の業種・営業種目について

令和7年1月6日（月）以後に公告等が行われる以下の契約案件から、
電子契約を開始します。

	実施組織	業種・営業種目
工事等	交通局資産運用部契約課※2 水道局経理部契約課 下水道局経理部契約課	【交通局・下水道局】 工事7業種※1 【水道局】 ○ 工事7業種※1（金額制限なし） ○ 工事7業種以外の業種における 予定価格5億円以上の契約案件
物品買入れ等		物品買入れ（001～099） 委託等（101～201）を除く

※1 01:道路舗装工事 02:橋りょう工事 03:河川工事
 04:水道施設工事 05:下水道施設工事 06:一般土木工事
 07:建築工事
 交通局では、工事7業種のうち予定価格5億円以上の契約案件が対象

※2 交通局では、工事、物品買入れとも令和7年度準備契約及び早期発注契約は対象外

【留意事項】

- ・ 鑑・約款・仕様書等の契約書を構成する全データが大容量となる50MBを超える案件は対象外です。
- ・ 特命随意契約等の非公表案件も対象です（交通局を除く）。
- ・ その他対象外等の詳細については、各局のホームページや各案件情報等にて御確認ください。